

## むつ市議会第263回定例会会議録 第5号

### 議事日程 第5号

令和7年3月5日（水曜日）午前10時開議

#### ◎諸般の報告

##### 第1 行政報告

###### 【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第2 議案第2号 むつ市有林造成基金条例
- 第3 議案第3号 むつ市防災食育センター設置条例
- 第4 議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 第5 議案第5号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第6号 むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第7 議案第7号 むつ市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第8号 むつ市地域振興基金条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第9号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 むつ市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第11号 むつ市太陽の恵み基金条例を廃止する条例
- 第12 議案第12号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 第13 議案第13号 令和6年度むつ市一般会計補正予算
- 第14 議案第14号 令和6年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第15 議案第15号 令和6年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第16 議案第16号 令和6年度むつ市下水道事業会計補正予算
- 第17 議案第17号 令和7年度むつ市一般会計予算
- 第18 議案第18号 令和7年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第19 議案第19号 令和7年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第20 議案第20号 令和7年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第21 議案第21号 令和7年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第22 議案第22号 令和7年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第23 議案第23号 令和7年度むつ市水道事業会計予算
- 第24 議案第24号 令和7年度むつ市下水道事業会計予算
- 第25 報告第2号 むつ市国民保護計画の変更について
- 第26 報告第3号 専決処分した事項の報告について  
(工事請負契約の一部変更契約について)
- 第27 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(令和6年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

出席議員（２２人）

|      |    |   |   |   |      |    |   |   |     |
|------|----|---|---|---|------|----|---|---|-----|
| 1 番  | 高  | 橋 | 征 | 志 | 2 番  | 杉  | 浦 | 弘 | 樹   |
| 3 番  | 佐  | 藤 |   | 武 | 4 番  | 工  | 藤 | 祥 | 子   |
| 5 番  | 濱  | 田 | 栄 | 子 | 6 番  | 櫻  | 田 | 秀 | 夫   |
| 7 番  | 住  | 吉 | 年 | 広 | 8 番  | 白  | 井 | 二 | 郎   |
| 9 番  | 富  | 岡 | 直 | 哉 | 10 番 | 村  | 中 | 浩 | 明   |
| 11 番 | 野  | 中 | 貴 | 健 | 12 番 | 佐  | 藤 | 広 | 政   |
| 13 番 | 東  |   | 健 | 而 | 14 番 | 中  | 村 | 正 | 志   |
| 15 番 | 井  | 田 | 茂 | 樹 | 16 番 | 浅  | 利 | 竹 | 二 郎 |
| 17 番 | 岡  | 崎 | 健 | 吾 | 18 番 | 佐々 | 木 | 隆 | 徳   |
| 19 番 | 佐  | 賀 | 英 | 生 | 20 番 | 大  | 瀧 | 次 | 男   |
| 21 番 | 佐々 | 木 |   | 肇 | 22 番 | 富  | 岡 | 幸 | 夫   |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

|                    |     |   |   |     |                                            |   |   |   |     |
|--------------------|-----|---|---|-----|--------------------------------------------|---|---|---|-----|
| 市 長                | 山   | 本 | 知 | 也   | 副 市 長                                      | 吉 | 田 |   | 真   |
| 副 市 長              | 齋   | 藤 | 友 | 彦   | 教 育 長                                      | 阿 | 部 | 謙 | 一   |
| 公営企業者<br>管 理 者     | 吉   | 田 | 和 | 久   | 代 監 査 委 員                                  | 氏 | 家 |   | 剛   |
| 総 務 部 長            | 吉   | 田 | 由 | 佳 子 | 総 務 部 長<br>シタ行推                            | 藤 | 島 |   | 純   |
| 総 務 部 機 監<br>危 理 監 | 畑   | 山 | 勝 | 利   | 政 策 推 進 長                                  | 角 | 本 |   | 力   |
| 財 務 部 長            | 松   | 谷 |   | 勇   | 健 康 福 祉 長                                  | 斉 | 藤 | 洋 | 一   |
| 健 康 推 進 監          | 畑   | 中 | 美 | 雅   | 子 ども さい せい 課 長<br>skid office<br>こ じ ょ う 所 | 菅 | 原 | 典 | 子   |
| 産 業 政 策 長          | 伊   | 藤 | 大 | 治 郎 | 都 市 整 備 長                                  | 木 | 下 | 尚 | 一 郎 |
| 建 設 技 術 長          | 小 笠 | 原 | 洋 | 一   | 川 内 庁 舎 長                                  | 杉 | 山 | 郷 | 史   |
| 会 管 理 計 者          | 中   | 村 | 智 | 郎   | 選 挙 管 理 会 長<br>委 員 局 長                     | 野 | 坂 | 武 | 史   |

立 花 一 雄

涉 中 烟

松 本 邦 博

中 野 敬 三

鈴木 明 人

川 森 恒 太

事務局職員出席者

石田隆司  
畑中佳奈  
浜端快

## ◎開議の宣告

午前１０時００分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

本日この後、むつ商工会議所からの申入れに係る市の対応について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第５号により議事を進めます。

## ◎日程第１ 行政報告

○議長（富岡幸夫） 日程第１ 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） おはようございます。本定例会において、２月18日付けで、むつ商工会議所からの申入れに係る市の対応について行政報告をさせていただきました。その際に、係る議案の上程時期に関する質疑があり、産業政策部長から、本定例会において上程を予定している旨お答えいたしました。検討を重ねた結果、本件につきましては、引き続き市民の皆様及び関係機関に対して丁寧な説明が必要であると判断されることから、

市民の皆様への影響を考慮しつつ、今後もむつ商工会議所との協議を継続し、準備が整い次第、係る議案を上程し、ご審議いただきたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご支援をお願い申し上げます。

○議長（富岡幸夫） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

## ◎日程第２～日程第27 議案質疑、委員会付託、一部採決

### ◇議案第２号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第２ 議案第２号 むつ市有林造成基金条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、３番佐藤武議員。

○３番（佐藤 武） この基金について質疑します。

今までになかった基金を創設するということなのですが、この間の情勢の変化等があったのか、この基金をつくる、つくらないでまた大きな違いが出てくるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

近年国において森林が持つ公益的機能の維持増進のため、総合的な施策を講じ、また森林環境譲与税も創設して、適切な森林の整備を推進しているところでございます。

市では、これまで市有林の森林整備は年度ごとに必要な面積を予算措置して実施してまいりましたが、基金を創設することで計画的に安定した市有林の森林整備の拡充が可能となることから、今

定例会に上程したものでございます。

財源となる市有林の立木売却収入や分収金は、立木の売買契約年度に収入として入りますが、その後2年から3年かけて伐採した後に再造林を行うため、収入の年度と再造林を行う年度が異なることになります。このことから、市有林で得た収入を基金に積み立てし、計画的な森林整備の財源を確保するとともに、収支の明確化も図られることから、基金による財源の運用としたところでございます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） この基金の案に森林の有する公益的機能と書いてあるのですが、その公益的機能とは何か、どういうふう考えているのか。また、林業の活性化を図るという中身を具体的にどう考えているかお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

森林の有する公益的機能の主なものといたしましては、森林土壌の働きによる水源涵養機能、樹木の根が土砂や岩石を固定することによる山地災害防止と土壌保全機能、二酸化炭素の吸収による温室効果ガスの抑制や木質バイオマスとして化石燃料の代替とすることによる地球温暖化保全機能などが挙げられます。

林業の活性化を図る具体的な中身といたしましては、森林整備に対する国庫補助の上乗せ補助である豊かな森づくり補助金や木材の地産地消を促進するための地域産木材循環利用促進事業補助金を活用していただくほか、市が再造林、下刈り、除伐及び間伐といった森林整備を定期的に発注し、林業事業者の収入の安定化による人材の確保、育成に寄与し、さらなる林業の活性化を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 基金の規模は、どれぐらいを

想定しているのか、最後にお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） 基金の規模につきましては、次年度以降の再造林の規模を想定しながら、計画的に積み立ててまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） これで佐藤武議員の質疑を終わります。

次に、14番中村正志議員。

○14番（中村正志） 議案第2号 むつ市有林造成基金条例につきまして、質疑をさせていただきます。

まずは、この基金に積み立てるための原資、財源についてであります。今の佐藤武議員の質疑の中でも話されていましたが、条例によりますと一般会計歳入歳出予算で定めるということになっておりますが、再度その具体的な財源についてお聞きをしたいと思います。

また、この基金によらない市有林の整備等はあるのかということですが、基金の処分方法として、市有林整備に関する施策に要する経費に充てるということをうたっておりますが、この基金設置後は、むつ市で行う市有林の整備は、この基金を必ず通すことになるのでしょうか。それとも、基金に頼らない整備、保全というふうなものはあるのか、お聞きしたいと思います。

また、この基金の設置期間についてであります。今定例会にも基金条例を廃止する条例がほかに出ておりますが、この基金の設置期間というのは有限なのか、それともある程度の期間を想定しているものなのか。もしこの基金がその役目を終えるとしたら、それはどんな状況のときなのか、併せてお聞きします。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

まず、基金の原資、財源ということではございま

すけれども、市有林の立木売払収入、国有林における国との分収林契約に基づく分収金のほか、市有林整備に関する寄附金をいただいた場合は基金に積み立てることとしております。

次に、基金によらないむつ市有林の整備等が考えられるのかというお尋ねでございますけれども、現在実施しております市有林の森林整備は、国と県の補助金と一般財源により整備しております。基金創設後は、補助金と基金からの繰入金及び一般財源を原資といたしまして、可能な限り一般財源からの支出を抑えて整備してまいります。

次に、基金の期限は有限かといったお尋ねでございますが、森林は切って、使って、植えて、育てる、この好循環により公益的機能や木材生産機能を発揮するものでございます。市が森林を所有している限りにおいては、基金は継続されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 実は、基金の財源の部分について再びお聞きしますけれども、この条例を見たときに、恐らく売払収入になるのかなというふうな予想をしておりましたが、今説明をしていただいて理解をしたところでございます。ただ、それとは別に、この基金が出たときにもう一つ思い浮かんだのが、先ほど部長の答弁の中にもありました森林環境譲与税の部分があるのですが、この部分についてはあくまでも市有林ということで、積立の原資の一部にはならないというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） 森林環境譲与税のほうの基金は、もう既にございまして、今回新たにこの基金をつくったということに関しましては、原則として市有林の整備に充てるところが目的でございますので、ご理解賜りたいと存

じます。

○議長（富岡幸夫） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第2号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第3号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第3 議案第3号 むつ市防災食育センター設置条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、19番佐賀英生議員。

○19番（佐賀英生） それでは、議案第3号について質疑させていただきます。

先般見学会といたしますか、施設を見させていただいて、るる説明を受けたのですが、その繰返しと、あと皆さんに結構質問されるものですから、聞かせなくてはいけないということですのでよろしくお願いいたします。3点ほど伺いします。

まず、防災食育センターが設置されましたが、これから人数が減っていくと。増えることはないと思いますので、そのときの食材といいますか、数のフォローの仕方、どのような措置を取っていくのかというのが1点。

2点目として、防災食育センターに集約されることで、現在勤務している調理人の待遇というのはどのようになるのか。また、ここは多分有事の際は、災害対策本部が設置されると思うのですけ

れども、その間に連絡、指示にタイムロスが生まれそうな気がするのです。それは、有事の際は誰に、そこに職員が行くまでの間ストップしているのか、もしくは応急的に管理者か誰かに、こういう準備をしてくださいますよとやるのか、これが第2点。

3点目、食育と地産地消の観点から、まず地元の食育、食材、地産地消の観点から、地元のものを使うべきと思うのですが、この3点についてよろしく願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 答えいたします。

まず、防災食育センターが設置される学校等、人数が減っていく想定の中でどのように考えているかということでお答えさせていただきます。

防災食育センターの設置に当たりましては、将来的な児童・生徒数の減少を想定した調理食数を設定しており、段階的に提供する学校を増やしていく計画としております。

具体的には、初年度、令和7年度においては小学校は7校、中学校は6校、加えて青森県立むつ養護学校へも提供することとしております。その後につきましては、児童・生徒数の減少を鑑みて、令和9年度からは第三田名部小学校を追加し、令和11年度からは大湊小学校及び大湊中学校を加える計画となっております。

続きまして、現在勤務している調理員等の待遇等についてであります。現在正職員の調理師4名のほか、会計年度任用調理員34名を通年雇用しておりますが、令和7年度からは正職員の調理師及び一部の会計年度任用調理員は自校式として残る第三田名部小学校及び市直営である西通学校給食センターへ配置する予定となっております。

現在雇用している会計年度任用調理員のうち、防災食育センターでの就労希望者につきましては、調理業務の委託契約先において希望者全員の

雇用が内定したと伺っております。

また、災害対応時ですが、防災食育センターでは委託契約先において応急食を作ることが委託内容に踏まれておりますので、防災食育センターのセンター長が指示する形で、そういった調理を行うこととなります。

次に、食育の観点についてですが、むつ市防災食育センター稼働後につきましても、地産地消の重要性についての認識が変わることはございません。これまで同様に地元産の食材の積極的な利用を図るとともに、学校給食を通して地元食材や郷土料理への興味、関心を持ってもらえるような食育を推進してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） 分かりました。1点目は説明を受けたとおりなのですけれども。

2点目の調理するのは分かるのですけれども、有事の際に、例えばその近隣の方々が来たりなんかして、避難といいますか、来る可能性も考えられ得るものですから、そのときの対応なのですけれども。例えば本部ができる、人が集まってくる。ただ作るだけだったらあれですけれども、ある意味あれだけの距離ですから、場所的にはそんなに大きい災害は来ないと思うのですけれども、避難してきたときに準備する、例えば食育のほうだとか、人がそこに避難してきたときの指図とか整理、その部分をどうするのかというのをもう一度伺いいたします。

3点目なのですけれども、教育というか、答えているようで答えていないような、ちょっと私の理解が乏しいのか分かりませんが、地元の食材を業者さんとかできるものがあると思います。例えば今トマト工場とかあるから、それを極力使おうとか、あとはロット数の関係がありますので、それなりに限られてくるとは思うのですけ

れども、そういうときの対応といえますか、やるのは、なるべくだったら地元の業者で賄えるものがあつたら使っていただきたいという部分なのですけれども、再度お伺いします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 答えいたします。

まず、災害時の対応につきましてですが、教育委員会としては先ほど答弁いたしましたとおり、応急食の提供並びに避難所等への配送もその委託業務の中に含んでおります。

また、実際の災害時においての応援職員とかそういうお尋ねかと思いますが、各地避難所と同様に、災害対策本部等の指示によって、相談しながらできることを対応するような形になるかと思っております。

次に、食育の観点で地元のものをというお話ですが、現在これまで各自校式も含めて発注先について整理して、リストアップのようなものを行って、3,500食程度の給食を提供するに当たって、その食材のロット数等確認しながら、提供可能な業者といえますか、お店のほうをリスト化する作業をしております。

また、4月の献立もある程度固めてきておりますので、そういったことも踏まえて、基本的にはこれまで発注していたところをベースに発注したいと考えておりまして、発注作業自体は県職員である栄養士さん等が行うことになるのですが、今十分な相談を行っているところでございます。

以上になります。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） では、2点目の災害時に、これは教育委員会ではなく市長のほうになるのかな。例えばさっき言ったとおり、有事の際、人が来る。特にあそこは交通がかなりヘビーで、通るのが多いですから、なおかつ多分災害が起きた、そうしますと、本部を設置すると。この間、そこ

に集まってどうのこうのして、人がもし集まったとしたら、たればの話なのですけれども、災害対策本部を設置してお話をする、対策を練る。この間のタイムロスというのはどうしても出てしまいますよね。そのときに、多分本部長は市長になると思うのですけれども、取りあえずその間までにどうにかしておいてくれと。整備ですとか、人が来たときにうまく人選してくれと。その体制の行くところは、多分センター長になろうかと思うのですけれども、それはどのような指示系統で誰がやっているのか、最後にこれだけお願いします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 災害の対応についてお答えさせていただきます。

まず、災害対策本部自体は市役所本庁舎に設置いたしますので、防災食育センターに災害対策本部を設置することはございません。また、関根地区の避難所につきましては、基本的には関根小・中学校を今配置しておりますので、ただ近隣の方が防災食育センターも活用できるということにしておりますので、ご活用いただければと思います。

先ほど教育部長からも答弁ありましたけれども、災害時の災害食を作ることにについては、業務委託の中に含まれておりまして、災害の規模、災害の場所、災害の内容に応じてどういった対応をするかは、防災食育センターにセンター長を置きますので、センター長からの指示によって業務委託先に災害対応の要求をしていくということになりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これで佐賀英生議員の質疑を終わります。

次に、14番中村正志議員。

○14番（中村正志） 議案第3号 むつ市防災食育センター設置条例につきまして、質疑をさせていただきます。

まず、この防災食育センターという名前を聞い

たときに、ちょっとしっくりこない部分はあったのですけれども、あと条例案の中を見たときに、これ管理運営については災害時は市長、平常時には教育委員会とされておりまして。なかなか聞かないタイプの施設だなというふうに感じました。

そこで、むつ市にはほかにこのような管理運営されるような施設は存在するかどうか、まずお聞きしたいなというふうに思います。

今のやり取りを聞いていますと、職員の身分、所属についてであります。お答えのほうは教育委員会なので、恐らく教育委員会ということになると思うのですが、改めまして職員の職務分掌であるとか、身分とか所属というのはどういうふうになるのか、お聞きしたいと思います。

これは、今佐賀議員のやり取りである程度は理解をしたのですけれども、災害時、平常時で職員が入れ替わったりするようなことがあるのか。今の話ですと、災害のときの防災食を作るのは、それも委託するというので、そういうことはないだろうというふうな感じは受けましたけれども、改めまして災害時には平常時とは違う災害担当の職員が駆けつけるであるとか、災害時、平常時で職員が替わるというふうなことは、先ほどの説明以外の場面であるのかどうかというふうなことをお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） お答えいたします。

まず、条例第5条に定める災害時と平常時で運営が分かれるような施設はあるのかということですが、教育委員会においてはそういった施設はほかにはございません。ただ、全国的に見ると、災害対応と給食提供を担う同様の施設では、同じような運用がなされているものと承知しております。

次に、職員の身分等ですが、教育委員会に職員を配置して防災食育センターを運営することにな

りますが、図書館や公民館のような形で防災食育センターという組織をつくり、そこに職員を配置することになります。

また、災害時においても、基本的には防災食育センターに配置される職員が対応しますが、災害時ですので、防災担当のほうと協議の上、臨機応変な対応に努めることになるかと思っております。

以上になります。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 中身については、理解をいたしました。

先ほど質疑の冒頭で、ちょっとしっくりこないという言い方をしましたけれども、これ財源の関係があるので、仕方ない部分もあるのかなというふうには思うのです。要は給食センターでありますので、できればもうちょっと親しみやすい愛称があったほうがいいのかというふうに感じております。

全国的に見ると、愛称をつけているようなセンターもありますので、その部分について、今後愛称をつけようかなという考えがあるのかどうかも含めてお聞きしたいなと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 防災食育センターでございますけれども、インターネットで検索しても、例えば東京都福生市、北海道白老町、福岡県の行橋市など、もう一般的な名称として捉えられていると。青森県内ではなかなかないかもしれませんが、東日本大震災、能登半島地震、そして今当地域で想定されております海溝型の大地震を想定しますと、市民の皆さんの防災の意識が非常に高まっている中で、全国的にもやはり防災食育センターというところが一般的になりつつあると。

これは、時代の流れだと思いますけれども、そういった防災も含めて、食育も含めてやっていく

施設だということで、今回むつ市防災食育センターとして設置の条例を上程させていただいております。今後名称についても必要があれば検討してまいりたいと思いますけれども、現状としては防災食育センター設置条例として、名称も防災食育センターでいきたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第3号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第4号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第4 議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第4号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第5号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第5 議案第5号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

すので発言を許可します。19番佐賀英生議員。

○19番（佐賀英生） 議案第5号、2点ほど質疑をさせていただきます。

まず、この制度というのは大変よろしいことだと思いますし、介護、私も経験がありますので、大変なことは分かっておりますので、その点についてお伺いしたいのですけれども。

本年度の会計年度任用職員にも適用できるのか、がまず1点。

あと、2点目なのですけれども、条例の中で見ていきますと、第18条の部分、任命権者、これ多分市長だと思うのですけれども、これは次に聞きます。当該職員40歳に達した部分の年齢制限を設けているわけなのですけれども、私が知っている中でも、20代で見ている子もいましたし、親の介護をするのに、あまり年齢というのはそんなにこだわらないのかなと思ったのです。この40歳からの部分になっているという、この2点について、まずお教え額いたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（吉田由佳子） お答えいたします。

まず、この制度が会計年度任用職員にも適用になるのかどうかというお尋ねですが、会計年度任用職員についても、介護休暇などの制度が適用されるものでございます。

次に、なぜ周知のタイミングを40歳としたのかということですが、これは今般の国の法改正の内容に即したものでございます。40歳は、第2号被保険者として介護保険に加入するタイミングであり、仕事と介護の両立支援制度と併せて介護保険制度の概要を説明することが望ましいとされております。

加えて、40歳以上の職員につきましては、加齢に起因する疾病により、職員自身が介護が必要となる可能性が高まるほか、職員の親が高齢となり、介護が必要な状態になる可能性が高まる時期であ

ることから、40歳を情報提供のタイミングとしたものと考えております。

しかしながら、20代から30代の職員であっても、家族の介護のために制度を利用することが想定されますことから、特定の年齢の職員に限らず、全職員に情報発信を行うことで、制度を周知してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） 分かりました。ただ、1点目の会計年度任用職員はいいのですが、2点目のところ、国もよくテレビでもやっていましたし、国会でもやっていたのです。これは国にのっけていますので、別段そっちを責めるわけではないのですが、そういうふうに区切ってしまうと、何かやっぱりその下の人はやりづらいと思いますか、今総務部長の話から、柔軟性を持ってやる、対応するということなのかもしれませんが、ちょっとおかしいなと思うのと、それはそれで答弁は結構です。

あと、この中に任命権者、多分市長だと思うのですが、面白いのが、面白いというか、こういう言い方は失礼なのかな、面談をしたりなんかして許可すると。これ多分私が思うには、市長が任命して、部長でも課長でもやっていくことがあろうかと思うのですが、まずその点が1つと、あと第18条の3の中の2かな、相談の体制、介護両立支援制度に関する相談体制があるので、これは新たにそういう部署をつくるのか、もしくはどこかの部署が担うのか、これと2つだけお願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（吉田由佳子） まず、40歳以外の職員への周知ということでございますけれども、この制度につきましては、利用する職員の年齢は特定の年齢に限るというものではございませんで、40歳になったら職員にまずこの制度について周知

するようにしようという趣旨のものでございます。

次に、職員の請求に対してどのような許可をするのかということでございますけれども、任命権者が直接面談するということではございませんで、総務部の総務課において、職員のほうから相談を受けて、制度について案内して、利用の意思を確認するということで進めたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） 分かりました。ちょっと私の受け取り方がよろしくなかったので、大変ありがとうございました。

あと1つ、後学のために伺いたいのですが、3回を超え、かつ通算して6か月という、ある程度数字の形があるのですが、これというのは、例えば親が、ちょっとだけだなど、1週間3回、これ3週ですよね。2か月3回で6か月以内、マックス使うのですが、介護に限っては、この日数の取り方なのです。長期休暇をしてみれば、職員が1人、2人、その職場で欠けてしまっても大きな支障はないとは思われますが、中にはちょっと長く休んでしまうと気が引けるだとか、昔のちょっと年齢層の高い人だとあり得る可能性もあるのですが、そういう順応の仕方、3回かつ6か月というものがあつたのであれば、その中で数のほう、日にちは別個として、数のほうは3回という、これは第15条のほうなのかもしれませんが、その順応性というのはどのように考えていますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（吉田由佳子） 介護の休暇の制度につきましては、まず有給の短期介護休暇というものと、無給の介護休暇というものがございます。それぞれの概要といたしましては、有給の短期介護休暇のほうは、1年のうちに5日間、もし介護が

必要な方が2人以上いるときは、1年につき10日取得できるという特別休暇の一つになります。

一方、無給の介護休暇というのが、2週間以上にわたって介護が必要だというときに、通算して六月を超えない範囲で取得できる制度でございます。

もう一つ、介護のための無給の介護時間という休暇制度がございまして、これも1日につき最大2時間の範囲で取得できるというものがございます。これらの制度をうまく使って、それぞれの必要な状況に応じて休暇の制度のほうを利用して、仕事と両立していただくということを想定しております。

○議長（富岡幸夫） これで佐賀英生議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第5号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第6号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第6 議案第6号 むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第6号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託

いたします。

#### ◇議案第7号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第7 議案第7号 むつ市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第7号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第8号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第8 議案第8号 むつ市地域振興基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第8号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第9号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第9 議案第9号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第10号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第10 議案第10号

むつ市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第10号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第11号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第11 議案第11号

むつ市太陽の恵み基金条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。14番中村正志議員。

○14番(中村正志) 議案第11号 むつ市太陽の恵み基金条例を廃止する条例につきまして、質疑をさせていただきます。

この基金は、当初は本庁舎と川内庁舎に設置した太陽光発電、ソーラーパネルにより発電された分は、節減された電気料相当分を基金に積み立て

て、これを原資として太陽の恵みとして一般住宅用太陽光発電システムを導入する市民へ1件当たり5万円を補助するという取組で始まり、その後森林保全等にも使えるように使途を拡充して行っている事業だと記憶をしておりますが、このたびの提案で、この基金を廃止するということですが、まずはその最初として、廃止する理由について伺いたいと思います。

次に、現在の基金に積立ての対象となっております太陽光発電設備を導入、設置している施設等はどうなっているのかと、またその発電量についてお聞きしたいと思います。

次に、これまでの事業をやってきた中で、電気料の節減分、基金積立ての総額は幾らくらいになったのかも伺いたいと思います。

それに合わせまして、この太陽の恵みによりまず一般住宅用太陽光発電システムの導入実績、これ何件ぐらいあったのかもお聞きしたいと思います。

先ほども少しお話ししましたが、たしか平成27年度にこの使途の拡充をして、森林保全等にも使えるようになったのですが、そこでこれまでの環境保全活動等の実績についてもお尋ねしたいと思います。

最後に、今回で積立てをやめ基金を廃止することとありますが、そうしますと今の節減分は今後どのような使われ方をするのか、併せてお聞きしたいと思います。

○議長(富岡幸夫) 政策推進部長。

○政策推進部長(角本 力) お答えいたします。

再生可能エネルギー等の導入促進のため、平成25年3月にむつ市太陽の恵み基金条例を制定いたしまして、同年4月よりむつ市太陽の恵み基金を設置しております。議員先ほどおっしゃったとおり、これまで基金の一部を住宅用太陽光発電システム導入支援事業費補助金に充当しております

て、基金条例を一部改正して、公園管理費への充当も行っていました。

廃止の理由といたしましては、事業開始当初からの社会情勢の変化によりまして、太陽光パネルの価格が低下してきていること、また住民の皆様ニーズも太陽光パネルだけではなくて蓄電池、また電気自動車などに広がってきておりまして、当初の目的を達したということから、事業を終了することといたしました。

次に、発電設備を導入している施設、発電容量ということでございますけれども、太陽光発電設備を設置しておりますのは第三田名部小学校、市役所本庁舎、市役所川内庁舎、脇野沢小学校、関根中学校の5施設でございまして、発電容量といたしましては、合計で42.4キロワットとなります。

次に、これまでの節減分、基金積立て実績ということでございますけれども、令和2年度より基金の積立ては休止しておりますが、令和元年度末時点において、令和元年度1年間の電気料節減分につきましては98万6,000円、平成25年度からの基金積立て実績としては241万4,604円となっております。

次に、一般住宅用太陽光発電システムの導入実績でございますけれども、こちらにつきましては、こちら議員から説明ありましたとおり、1件当たり5万円の助成制度を創設しておりまして、平成25年度から11年間で46件の実績となっております。

次に、これまでの環境保全活動等の実績ということでございますけれども、平成27年度に基金条例を一部改正いたしまして、基金の用途を再生可能エネルギー等の導入並びに生活環境及び自然環境の保全の促進に関する事業にも拡充いたしまして、これまで公園管理費への基金の充当を行ってまいりました。

具体的には、桜満開プロジェクトでありますと

か、花壇植栽用の花の購入費等に充ててまいりました。

次に、節減分についての今後の使われ方ということでございますけれども、太陽光発電設備を設置した5施設に係る節減分につきましては、昨今の電気料金の値上がりにより、先ほど申し上げました令和元年度に比べますと1.5倍程度の電気料金相当分になると考えておりまして、これが自家消費分として経費削減されることによりまして、これが一般財源としてほかの市の事業に活用できる財源になっているというふうに認識してございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第11号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第12号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第12 議案第12号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。4番工藤祥子議員。

○4番（工藤祥子） 議案第12号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について質疑いたします。

財政上の特別措置を活用するとあります。今湯野川の公共施設が、この措置の中で進められようとしておりますけれども、財政上の特別措置の活用というのは、どのような条件があれば活用できる

のでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画に定めた事業ということで、この計画に定めると、辺地対策事業債の活用が可能になるということでございまして、この辺地対策事業債というのは、事業費に100%充当することが可能でございまして、元利償還金の80%が普通交付税で措置されるという財政的に非常に有利な起債となっております。

なお、議案にありますとおり、本計画につきましては、むつ市川内町湯野川辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めるものでございまして、具体的には濃々園の整備に関するものということになります。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 4 番。

○4 番（工藤祥子） とても有利な措置だと思うのですが、これまでの過去、どのような事例があったのでしょうか。どのような事業が適用になってきているのか、分かる範囲でお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

この辺地対策事業債につきましては、それほど活用実績というのは多くございませんで、地域で言いますと、昭和60年までの間に旧むつ市内において、例を挙げますと大川目地区でありますとか、新田川目でありますとか、水川目でありますとか、最近でありますと、平成20年に脇野沢の小沢地区でこの計画を策定した実績がございます。どのような事業かというところまでは、ちょっと確認しておりませんでした、そのような形になっております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 4 番。

○4 番（工藤祥子） 本当にどんどん活用していけ

ればと思うのですが、それをクリアするといつか、そこはどかが決めるのでしょうか。判断を決めるのはどこでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） まず、辺地ということになりますけれども、地区が限定されるといえますか、国で定めた基準で点数づけをして、総合で100点以上ないと当てはまらないということとございまして、現在むつ市以内では川内の蛸崎、宿野部、大畑であります赤川、木野部、関根橋、脇野沢地区で申し上げますと、小沢、滝山、上在が該当するということになっておりますけれども、この地域で今活用いたします濃々園とか、そういった目的にかなう事業があれば、今後も活用について必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（富岡幸夫） これで工藤祥子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第12号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第13号

○議長（富岡幸夫） 日程第13 議案第13号 令和6年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、7番住吉年広議員。

○7 番（住吉年広） それでは、議案第13号 令和

6年度むつ市一般会計補正予算の災害対応力強化事業の詳細について、9点質疑します。

災害対応力、すなわちレジリエンスとは、地域の脆弱性に応じた地域自身の対応し得る能力です。それでは、本市が考える災害対応力の3要素とは何かをお示してください。

次に、財源負担割合についてお伺いします。本事業における市の単独負担となる一般財源、3,487万9,000円の具体的な使途と、その財源配分を決定した根拠について説明してください。

次に、本事業の実施が市の今後の財政運営にどのように影響を与えるか、具体的な試算や予測を含めて説明してください。

次に、交付金の条件や制約についてお伺いします。新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用するに当たり、事業内容に関してどのような条件や制約があるのか、またそれが市の計画に与える影響について説明してください。

次に、交付金の活用により、市が本来優先したいと考えていた施策との間にずれが生ずる可能性はあるのか。ある場合は、どのように調整するのか説明をお願いします。

次に、資機材の導入経過についてお伺いします。限られた予算の中で、どの資機材を優先的に導入するのか、その優先順位を決定した具体的な基準と根拠について説明してください。

次に、導入を予定している主要な資機材の具体的な仕様（種類、数量、性能など）、それらを選定した理由について説明してください。

最後に、備蓄方針についてお伺いします。現在本市は備蓄量2,500食掛ける3日分、7,500食を備蓄していて、ほかの資機材も多分その基準になっていると思います。それに対して、本事業で想定する避難の長期化とは、具体的に何日程度を指すのか。また、その期間を設定した根拠について説明してください。

最後に、長期化に備えた備蓄において、備蓄日数を増やすことと現状の不足部分を補う、このどちらを優先するのか、またその判断基準と具体的な目標、数量について説明ください。

以上、答弁を求めます。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えいたします。

まず1点目、災害対応力の認識についてでございますが、市といたしまして、災害対応力の考え方につきましては、国に準じて災害の発生を予防する能力、被害損失の発生を抑止する能力、災害損失が発生しても、それを軽減する能力の3つの要素から成るものと認識しております。

次に2点目、財源配分の詳細と今後の財政運営の影響についてでございます。本事業は、総額7,995万7,000円のうち、4,507万8,000円が国の交付金や地方債の充当対象となっているものでございます。残りの一般財源と合わせまして、避難所環境整備に要する資機材や倉庫整備等を実施するものでございますので、特定財源の充当分と一般財源分で事業内容が異なるということではなく、事業全体の中で充当可能な交付金や地方債を有効活用し、実施していくという整理となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、今後の財政運営への影響ということでは、本事業の一般財源分につきましても特別交付税の措置があるため、実質的な市の財源負担は大幅に軽減される見込みとなっております。

次に3点目、交付金の条件や制約、市の計画に与える影響についてでございます。本事業の財源となる新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）につきましては、避難所の生活環境改善をはじめ、地域の防災・減災力の向上に必要な車両や資機材の整備が対象となっており、ところでございます。

加えて今回整備する資機材に必要な倉庫の整備に要する施設整備費や資機材を活用し、地域住民に訴求するため、新規に実施する体験型イベントの実施に資する経費も交付対象となっているところでございます。

当該交付金を活用しまして、市の避難所環境のTKB、いわゆるトイレ、食事提供、就寝環境の各種整備拡充に向けてこれまで進めてきましたトイレカーや防災食育センターの整備に加えて、今後は就寝環境、プライバシー保護、冷暖房、衛生環境の整備等に重点的に取り組んでいきたいと考えております。

こうした市の方針と当該交付金の趣旨が合致したものとして、今回補正予算として事業費を計上させていただいております。

次に4点目、整備する資機材の内容と選定内容についてでございます。本事業で整備を予定しております資機材といたしましては、避難所の就寝環境、プライバシー保護、冷暖房、衛生環境の整備等に資するものとして、現状整備拡充が必要と考えているワンタッチパーティション350セット、ワンタッチテント350セット、段ボールベッド340台、折り畳みベッド100台、スポットクーラー35基、非常用ポータブル発電機10機、水循環型手洗いスタンド4基、水循環型シャワーシステム1基、浄水器4基、大型石油ストーブ5基、発電機5基を予定しております。

当市におきまして、避難所環境の向上のために、整備拡充が必要な資機材で国の交付金の交付対象となるものを優先的に選定しておりますが、内閣府の交付決定の内容によりまして、導入する資機材の数量や種類、詳細の仕様も含めまして調整することとなっております。

次に5点目、本事業で想定する避難の長期化の認識と対応する資機材の整備方針についてでございます。避難の長期化に関する認識といたしまし

ては、災害の種別や規模、災害の範囲等によって避難が必要となる期間は大きく異なるものと認識しております。そのため、一律に何日程度に備えるかを具体的に設定することは難しいものと考えてございます。

また、長期化に備えた備蓄の方針につきましても、災害の状況によって求められる対応が異なるため、一律に優先順位を定めるということではなく、市といたしまして、まずは現在の備蓄状況を精査し、自助、共助を補完するため、充足させるべき資機材の整備を優先するとともに、備蓄の在り方についても国や県の方針のほか、他自治体の動向を踏まえながら適切に検討してまいります。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） ありがとうございます。ある程度備蓄方針と、これから計画する中身は詳細確認できました。

それでは、ちょっと中身に踏み込んで確認していきたく思うのですけれども、生活改善についてお伺いしたいのですけれども、本事業では生活環境の改善に取り組むとありますが、それは具体的に何を指すのか。単に備蓄品の充実を図るのか、それとも避難所の設備改善や運営方法の見直しなども含まれるのか、説明をお願いします。

あと生活環境改善の定義と具体的な指標や目標についてお聞かせください。

あと、備蓄トイレについてちょっとお伺いしたいのですけれども、現在備蓄されている簡易トイレは、組立て式や小型、大型のものが中心で、高齢者や要介護者にとっては使いやすい設計にはなっていないと感じております。高齢者の避難生活を考えると、手すり付きのトイレの導入は必要不可欠と考えますが、この点について検討状況を具体的にお示しください。

次に、高齢者や要介護者の避難時における簡易トイレの利用において、手すり付きの導入が特に

重要だと考えております。そのことについて、もし計画とか代替案があったらお示してください。

あと消臭対策ですけれども、災害時には水の使用が制限されるため、簡易トイレの備蓄だけではなく、消臭効果を持つ資機材の備蓄も重要と考えます。本市では、こうした消臭対策をどのように考えているのか、具体的に説明してください。

そして、次に消臭対策に関する具体的な計画と目標とする衛生基準についてお聞かせください。また、活性炭素入りの消臭剤や防臭袋など、具体的な資機材の導入の可能性について教えてください。

最後に、簡易テントの増設についてですけれども、先ほどテントの分はあったのですけれども、女性のプライバシー保護の観点から、現在備蓄されている簡易テント90個が十分なものか疑問ですけれども、先ほど答弁いただいたので、ここは割愛します。

あと、避難者数に対する簡易テントの割合と男女別の避難者数についてお聞かせください。

また、女性専用スペースの設置やその他プライバシーの保護対策について教えてください。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えいたします。

まず1点目、生活環境の改善に関する認識についてでございます。市といたしましては、国の方針として、避難所におけるTKB、いわゆるトイレ、食事提供、就寝環境の改善に取り組むこととされていることを踏まえまして、これまでに進めてきましたトイレカーや防災食育センターの整備に加えて、今後は就寝環境、プライバシーの保護、冷暖房、衛生環境の整備等に重点的に取り組んでいきたいと考えております。

また、避難所における生活環境の改善に取り組むに当たりましては、災害関連死を防ぐことを目

指し、実際に避難者となった方などの意見も参考にしながら、今後の運営に生かしてまいりたいと考えております。

次に2点目、手すりつきトイレ導入の検討状況についてでございます。今回の議案質疑の対象となる本事業におきましては、手すりつきトイレ導入の経費は計上しておりませんが、現状認識という観点では、まず避難所運営に最低限必要な衛生環境の整備ということで、簡易トイレの備蓄やトイレカーの導入を進めているところでございます。

一方で、高齢者や要介護者の方々の利便性の確保ということも今後の課題であると認識しており、例えば今後運用開始予定のトイレカーは、1台をユニバーサル仕様で導入することとしており、昨今様々な施設においてユニバーサルデザインの導入が進んできていることを踏まえまして、今後指定避難所を検討していく中では、可能な限り高齢者や要介護者等に配慮された施設を指定するなど、多くの方が利用しやすい避難所環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に3点目、消臭対策資機材導入に関する認識についてでございます。こちらにつきましても、今回の議案質疑の対象となる本事業におきましては、消臭資機材の経費は計上しておりませんが、循環型手洗いスタンドや水循環型シャワーシステム、浄水器といった衛生環境の整備に資する資機材を整備する計画となっております。今後市の財政状況や国・県の方針、助成制度の状況を考慮しながら、消臭袋等の整備について検討してまいりたいと考えております。

次に、簡易テントの増設に資する認識についてでございますが、これらの整備状況につきまして、これまでの災害対応を踏まえまして、必要に応じて順次整備を進めているところでございます。ただし、災害は局所的に発生し、その種別や

規模により、開設される避難所の状況や避難所数と、その男女比等も異なるため、必要な資機材の数量が全体として十分かどうかを一概に評価することは難しいものと認識しております。

今後も避難者の対応に応じた合理的な規模で適切な整備充実と運用が図られるよう努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（富岡幸夫） これで住吉年広議員の質疑を終わります。

次に、3番佐藤武議員。

○3番（佐藤 武） 補正予算書の15ページ、第6款第1項第3目農業振興費について、最初に2点まとめてお伺いしたいと思います。説明資料にはあるのですが、あえて質疑します。

1つ目は、スマート農業推進事業費は、具体的には何に使われるのかということと、幾つの農業事業体に支出されるのかということをお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

スマート農業推進事業費は、具体的には何に使われているのかといったお尋ねでございます。スマート農業推進条例に基づき、スマート農業を実施する環境制御装置を備えた施設等を設置した事業者に対しまして、当該施設において勤務し、交付要件を満たす従業員のうち、5人を超える者1人につき50万円を乗じて得た額以内の額を雇用助成金として支出するものでございます。

次に、幾つの農業事業体に支出されるのかといったお尋ねでございます。条例の適用対象となっております株式会社寅福プラント1社に対して支出する予定となっております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 再質疑したいのですが、今条例で定めているということにのっとり、この予算を執行したいということでしたけれども、

寅福プラントに対して、条例に基づいて5人以上のところに掛ける50万円ということで支出されるということはよく分かりました。

それで、この雇用助成金の適用事業所、今のところは1つなのですが、今回の計算で出されている81人というのは、いつの時点で81人なのかということと、あと全員地元雇用者と考えていいのか、伺いたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） まず、81人はいつの時点の従業員数かということでございます。こちらは、2月末現在の従業員数となります。

それで、この81名の従業員の方は、むつ市内に居住されている方ということになってございます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 市内の方が雇用されているということで、大変いいことだなと思っていますけれども、タイミングとして、年度末というこの時期に支出になったというのはどういうことだったのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） このタイミングなのですが、助成の条件といたしまして、適用対象施設の操業開始日から36か月を超えない間に申請があった場合に助成するといったことになっておりまして、この時期のタイミングというのは、対象になる寅福プラント様のご都合によるものということになります。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） これで佐藤武議員の質疑を終わります。

次に、1番高橋征志議員。

○1番（高橋征志） 補正予算につきまして、第9款の消防費、第9款第1項第4目防災対策費の災害対応力強化事業費について2点お尋ねいたしま

す。

1点目は、事業の概要なのですが、備品購入費が大きいですが、委託料と工事請負費も算定されております。この事業の内容、委託と工事の内容についてお知らせください。

それから、2点目ですけれども、備蓄品の購入についてですが、先ほど備蓄品の種類と数量につきましては分かりましたので、そこは省略させていただきますまして、実際に備蓄品を購入した後の充足状況、今現在何個あって、今回買うことによってどれくらいのトータルになるのか。また、それは本来必要だと見込まれる数量に対してどれくらいの充足率になるのか。たくさん買われるようですので、パーティションとテントと段ボールベッド、それから折り畳みベッドだけで結構ですので、ご答弁よろしくをお願いします。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えいたします。

本事業につきましては、半島地域としての当市の課題である交通アクセスの脆弱性を踏まえた避難生活の長期化に備える環境整備のため、各種資機材整備充実等に取り組み、地域として災害対応力の強化を図ることとしております。

具体的には、今回整備する資機材の倉庫整備のための設計業務委託料及び資機材を活用した防災体験型イベントの開催事業委託料、合わせて751万9,000円、資機材倉庫の工事費684万2,000円の予算を計上しております。

次に、災害時の避難所運営に必要な備蓄資機材の整備状況につきましては、これまでの災害対応を踏まえ、必要に応じて順次整備を進めているところでございます。ただし、災害は局所的に発生し、その種別や規模により開設される避難所の状況も異なるため、資機材の数量が全体として十分かどうかを一概に評価することは難しいものと考え

えております。

今回の補正予算における整備事業につきまして、こうした考えの下、必要となる資機材の整備充実を図るものであり、今後も合理的な規模を検討しながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） 工事の件なのですが、備蓄品を保管する倉庫を造るということですが、今回の工事は具体的にどの地区、どの辺に造るのかというところをお聞きしたいのと、あと今回たくさんの備蓄品を購入しますけれども、買ったものを全て今回工事した倉庫に入れるのか、それとも既存の備蓄保管場所にそれぞれ分散して配置するのか、その辺の考え方をお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えいたします。

現在資機材倉庫の場所につきましては、大畑地区の昨年新築されました第4分団の屯所に隣接する空地に予定してございます。

整備いたしました資機材につきましては、もちろんその場所にも配備いたしますけれども、今ある場所につきましても分散して配備する予定と考えてございます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） 今回は倉庫、新しく設置する倉庫は大畑だということですが、備蓄品の倉庫の整備ということで、今後の予定、大畑以外のところで予定しているところはあるかということと、どうしても道路の関係とかになると西通のところが弱いので、備蓄品の確保というところが必要になるかと思うのですが、今後の備蓄品のストックに関して、何か課題と考えていることがあればお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えいたします。

現在置かれている備蓄品の倉庫といいますが、使用している場所につきましては、新しくはまだ現在考えてはおりませんが、現在使用している場所につきましては、今後一部移動した場所も、津波浸水区域等を考慮して、その辺につきましても変更、また移動ということも場合によっては考えていく必要があると考えてございます。

○議長（富岡幸夫） これで高橋征志議員の質疑を終わります。

次に、2番杉浦弘樹議員。

○2番（杉浦弘樹） 私も佐藤武議員同様、スマート農業推進事業費について質疑いたします。

通告では、こちらの事業費の対象となる会社、事業者の部分について、事前に出していたのですが、佐藤武議員のほうで質疑して、そちらのほうに答弁いただきましたので、私ちょっと違う観点から質疑したいと思います。

今回は、これ雇用の部分に対しての助成金というふうな形なのですが、本来であれば機器の部分に関して助成というふうな形も取れたと思うのですが、雇用を促す観点から、助成をしているのですが、本来であれば機器のほうに助成をすれば、もっと対象の会社が増えていくと思われるのですが、その辺についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

むつ市スマート農業推進条例なのですが、こちらのほう、助成金なのですが、まず施設設置助成金というものと、今回助成させていただきました雇用助成金というものと、あと施設等賃借助成金というものと設備等導入助成金、この4つのメニューがございまして、今回申請を

賜りましたものが雇用助成金ということになります。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） とはいえ、やはり一般財源から3,800万円、これ丸々1社に入るというふうな観点から、これまで寅福プラントさんのほうへの支援というふうな形は、今までいろんな形でしてきました。公平性の観点から、今回この3,800万円が1社に助成されるというふうなことを考えると、やはりその公平性の観点からちょっとどうなのかなというふうなところがあります。その部分についての市の見解はどのようになっているか、お聞きします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） スマート農業推進条例ということでございますので、寅福プラントさんに限らず、どこの社が来たとしても、先ほど来担当部長から答弁させていただいております施設設置助成金については対象の施設の操業開始の日において、土地、建物、償却資産の取得額の10%、雇用助成金については5人を超える者1人につき50万円、また施設等賃借助成金、施設等導入助成金も含めて、どこの事業者に対してもむつ市に開始いただいた事業に対しては交付させていただく条例ということになっておりますし、この条例につきましては議会に提案させていただいて承認をいただいているということでございますので、1社にやっているということではなくて、当地に企業誘致していただいた企業に対して、全てにおきまして対象になるというふうにご理解いただければと存じます。

○議長（富岡幸夫） これで杉浦弘樹議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第13号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

ここで午前11時30分まで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 2 0 分 休憩

午前 1 1 時 3 0 分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎発言の訂正

○議長（富岡幸夫） ここで、政策推進部長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お時間いただきありがとうございます。

先ほど議案第11号 むつ市太陽の恵み基金条例を廃止する条例の質疑の中で、中村正志議員からのこれまでの基金積立て実績はとのお尋ねに対しまして、「241万4,604円」とお答えいたしました。こちらは令和元年度末の基金残高でありまして、正しくは総額で「556万4,000円」となります。

ので、訂正させていただきます。

### ◇議案第14号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第14 議案第14号 令和6年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第14号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

### ◇議案第15号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第15 議案第15号 令和6年度むつ市水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第15号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

### ◇議案第16号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第16 議案第16号 令和6年度むつ市下水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第16号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第17号～議案第24号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第17 議案第17号

令和7年度むつ市一般会計予算から日程第24 議案第24号 令和7年度むつ市下水道事業会計予算までの8件を一括議題といたします。

これより質疑に入りますが、ただいま一括議題といたしました8議案については、それぞれ区分して質疑を行いますので、ご了承願います。

まず、議案第17号 令和7年度むつ市一般会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、12番佐藤広政議員。

○12番(佐藤広政) それでは、令和7年度むつ市一般会計予算について質疑をさせていただきます。

米や野菜、そしてまた食品等の価格高騰、金利の上昇、賃金の上昇等は社会経済に大きな影響を与えるとともに、地方自治体の今後の財政運営にも大きな影響を及ぼしかねないと考えております。その影響なのか、県内各市の予算を見ても、過去最大の予算規模となり、物価高騰等により、この傾向は令和8年度以降も続いていくのではないかと考えております。

税収や交付金等、歳入が増える一方で、物価高騰等による歳出も増えていく中で予算編成を終え、この状況をどのように捉え、どのように対応していくのかお伺いいたします。

○議長(富岡幸夫) 財務部長。

○財務部長(松谷 勇) お答えいたします。

令和7年度当初予算は、過去最大の予算規模となりましたが、他市におきましても同様に最大の予算規模となっているとの報道からも、予算編成作業に苦慮したのではないかと感じております。

歳出では、職員の人件費のほか、社会的な賃金増や物価高騰などの影響を受け、委託料や光熱費などの経常経費が増加しております。

一方、歳入では普通交付税の増額をはじめ、国庫支出金において補助率の高い補助金を普通建設事業に活用するほか、県支出金でも核燃料物質等取扱税交付金や核燃料サイクル交付金など財源を最大限に活用することで、財政調整基金を取り崩さない収支均衡の予算を継続して編成できたことは、一定の評価を得られるものと考えております。

このような中、「むつの未来を切り拓く攻めの予算」として子育てや人材育成、防災やDX、産業や雇用、健康や福祉などの各分野におきまして、今と未来へ投資し、住み続けられるまちづくりのための各種事業費を計上させていただきました。

この攻めの事業を通じて、市議会議員の皆様、市民の皆様とともに歩みを進め、むつ市の未来を切り拓いてまいりたいと考えております。

○議長(富岡幸夫) 12番。

○12番(佐藤広政) その中でも、経常的な経費が上昇する中においても、未来への投資、攻めの予算としております。特に攻めた分野、施策は何か、また過去最大の予算を投入しても攻め切れなかった部分、また施策は何かをお尋ねいたします。

○議長(富岡幸夫) 財務部長。

○財務部長(松谷 勇) お答えいたします。

人口減少、少子高齢化、物価高騰、消滅可能性自治体からの脱却、持続可能な財政運営、雇用、労働力の確保、事業承継問題、貧困対策など、今定例会一般質問で議論をさせていただきました危機意識の下、課題を克服し、「むつの未来を切り

拓く攻めの予算」として地域経済や社会的課題の解決に資する3つのまちづくり推進枠をはじめとした70の新規事業を展開し、持続可能な地域づくりを目指してまいります。

また、攻め切れなかったもの、それは時代は目まぐるしく変化し、課題も変化することで、市の施策も予算も常に見直していかなければなりません。攻め切れなかった分野につきましては、変化とともに、今後の補正予算や次年度以降の予算で対応してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。

それでは、決算では財政運営が厳しいと言っているが、過去最大の予算規模で、本当に財政は厳しいのか、そして令和7年度予算、点数をつけるとすれば、100点満点中何点だったのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） 答えいたします。

当市の財政運営は厳しいという認識に変わりはなく、過去最大の予算規模になったからといって、財政が好転したということではございません。事務事業等の実施に409億円もの財源が必要となる中、事務事業の見直しや普通交付税の増額、国庫補助金などの獲得等により、409億円の財源を工面し、収支均衡の予算編成となったということにすぎないものと考えております。

財政規模は大きくなったものの、収支均衡予算はこれまでの予算編成と何ら変わりはなく、厳しい財政状況は今後も続いていくものと認識しております。

また、予算に対する点数ということでございますけれども、予算を作成することが目標ということであれば、100点ということになりますけれども、予算が可決され、執行された先に市民の暮らしや未来があります。その評価は、市民の皆様

によってなされるものと理解をしております。

○議長（富岡幸夫） これで佐藤広政議員の質疑を終わります。

次に、1番高橋征志議員。

○1番（高橋征志） 新年度予算につきまして、総合的な質疑を3点させていただきます。

まず1点目ですけれども、令和6年11月に公表されました財政中期見通し2024における財政シミュレーションでは、令和7年度から歳出が400億円を切るという想定になっています。既にシミュレーションに狂いが生じているように思いますが、過去最大の当初予算が今後の財政運営に与える影響をどのようにお考えでしょうか。

2点目ですけれども、予算編成の基本方針としてスクラップ・アンド・ビルドの設定が掲げられていますが、資料によりますと、事業費の削減額は3,250万円に対し、予算の増額は8億6,600万円とスクラップ・アンド・ビルドが徹底されたとは言い難いのではないかと思います。数々の新規事業に対し、既存事業のスクラップが不十分ではないでしょうか、お考えをお聞かせください。

3点目ですけれども、新年度予算の編成に当たり、公共施設マネジメントの成果はどのように反映されているでしょうか。

以上、よろしくお願い致します。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） 1点目の過去最大の予算が今後の財政運営に与える影響についてお答えいたします。

まず、前提条件といたしまして、財政中期見通しは決算ベースで今後5年間を数値化したものでございまして、予算ベースとは数値の捉え方、また目的や性質が異なります。その上で、令和7年度の当初予算は409億円を超える過去最大の規模となりましたが、前年度同様、財政調整基金を取り崩さない収支均衡の予算編成となっております。

す。

財政中期見通しでは、令和7年度の実質収支を約5億円の黒字と見込んでおりますので、今後の適正な予算執行により黒字を確保し、財政の健全性を保ってまいりたいと考えております。

次に、お尋ねの2点目、新規事業に対しまして、既存事業のスクラップが不十分ではないかについてお答えいたします。市では、令和5年度から庁内に行財政検討部会を組織し、事務事業の見直しを進めております。その結果、令和6年度当初予算では1,750万円を削減、また令和7年度当初予算では3,250万円を削減と、確実に効果が現れております。

また、脇野沢地区での公共施設の見直しや下北自然の家の廃止など、施設の統廃合につきましては、市民サービスへの影響が大きく、市民の皆様への説明や理解を得るまでのプロセスに時間を要しますことから、今後効果が現れてくることとなります。

一方で、予算が8億6,600万円増額となりましたが、例えば扶助費では歳出の増加に伴い、歳入で国及び県の交付金が増加、人件費や物価高騰による物件費等では、歳出の増加に伴い歳入で普通交付税が増加するなど、歳出と歳入が連動して増加することで予算規模に影響を及ぼしているものと認識をしております。

次に、お尋ねの3点目、公共施設マネジメントの成果につきましてお答えいたします。防災食育センターの供用開始に伴う市内7自校式給食施設の廃止や正津川小学校の閉校及び脇野沢野営場の解体など、公共施設の統廃合を進めたほか、指定管理制度の運用による歳出の削減も行っております。

また、ウェルネスパークにおきましては、新たにネーミングライツ契約を結ぶことにより財源の確保をするなど、その結果を反映させた予算とな

っております。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） まず、事業のスクラップについて再質疑させていただきますけれども、令和6年度の当初予算は400億5,100万円で、それをベースに今回スクラップした事業が3,250万円ということで、スクラップした事業の率は、数字に直すと0.08%ということで、これだけ見ると、効果は極めて限定的なのではないかなというふうに思います。

予算だけではなくて、これから職員数も減っていきますし、予算の資料を見ますと、海外への出向ということもありますので、庁内の人がかつて減っていくという状況で、予算だけではなくて業務量もやっぱり減らしていかなければいけないと思います。安定した行政運営ですとか財政運営のために、もう少し厳しく事業の廃止を検討すべきではなかったかと思いますが、その点についてお考えをお聞かせいただきたいのと、シミュレーションの部分についてなのですが、先ほど財務部長から決算ベースだという話がありましたけれども、決算ベースで393億円に落ちるということがシミュレーションできているのであれば、当初予算もそれに合わせたような形で本来編成できるはずだと思います。数字で言うと15億円くらいずれていますので、「ふかした」という表現が適切かどうか分かりませんが、393億円に決算が落ちるという想定ができていたのであれば、当初予算ももう少し縮減できたはずだと思います。

私が問題だと思うのは、予算が過去最大になったことではなくて、前提となるシミュレーションがずれていることが問題だと思います。財政中期見通しが発表されたのが11月で、予算が発表されたのが2月で、僅か3か月の間にこういう数字の乖離があるということなので、今後についてすご

く心配に思っています。アリーナとか防災食育センターが落ちていて、これから歳出が減るのかなと思ったら、今回このような形で増えるということなので、8億円もその物価で増えているということがすごく心配です。

財政中期見通しの、決算ベースのというふうにおっしゃいましたけれども、その財政シミュレーションでは、令和7年度以降、どんどん歳出の数字が落ちていくと、予算規模が縮小するというシミュレーションになっています。ただ、先ほど佐藤広政議員もおっしゃったとおり、これから物価の流れというのは、多分下がることはないと思います。そうすると、やっぱり前提となるシミュレーションが狂っているということがすごく問題だと思うのですけれども、シミュレーションの抜本的な見直しについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） まずは、第1点目のスクラップ・アンド・ビルドの徹底が掲げられています。不十分ではないかということにつきましては、先ほど財務部長から答弁をさせていただいたとおり、数字的には令和6年度、令和7年度とお示したとおりでございますけれども、今定例会でも一般質問いただいております下北自然の家の廃止を含め様々な市民サービス、いわゆる施設だけではなくて、市の予算を削減することには、その先には市民はじめ恩恵を受けていた方がいらっしゃいます。その方への配慮というのは必ず必要になりますので、予算を年度すぐ廃止することにはならないということをご理解いただければと思います。

先ほど財務部長が答弁しました財政中期見通し、決算ベース、予算ベースというものは、やはり考え方が違うものでございまして、行政というのは最小限の経費で最大限の効果を上げるという

ことでございますので、建設の事業の発注ははじめ業務委託の発注につきましても、入札を行って、100%という入札が行われることではなくて、やはり最小限、一番安い札を入れた方に同じような仕様で同じような委託をする。その中で決算ベースでは金額が落ちてくるということになりますので、予算と決算が、全く予算ついたとおり全部使ってほしいということではないというふうに思いますので、そのことをご理解いただければと思います。

財政シミュレーションしたのは11月でございますので、そのときにはまだ人事院勧告というものが発表されていなくて、12月定例会で当市の職員の人件費も上がるということが見込まれて、なのでそういった意味では高橋議員おっしゃったとおり、今後職員数も増える見込みはありませんので、減少していくと。その当時の人件費の給与制度の中でシミュレーションしておりますので、その後改定を迎えており、毎年度財政中期見通しというのは見直しておりますので、その中で見直してまいりたいと考えてございます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 財政の問題は、むつ市の非常に大きな問題で、遡れば20年前の赤字だった時代から、財政というのは非常にむつ市にとって大変な問題かと思えます。そういった意味で、やはりこれからのことを考えていくには、シミュレーション、すごく大事だと思っていまして、その前提条件となるシミュレーションが間違えるということは、最終的に市長の判断も間違ってしまう可能性があると思うのです。どんなに市長が合理的に正しい判断をしたとしても、その前提条件が間違っていたら、全ておかしくなっていってしまいますので、そういった意味でまちの未来の在り方に直結する問題ですので、そのシミュレーションが、例えば数字合わせですとか、つじつま合わせにな

るようなことは絶対にないようにしてもらいたいですし、できるだけ精緻なシミュレーションにしていてもらいたいと思います。

これに関しては、市長という問題よりも、事務方といいますか、市の問題だと思います。財務部担当は吉田副市長だと思いますので、副市長のほうから、シミュレーションについてのお考えを最後にお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 吉田副市長。

○副市長（吉田 真） お尋ねにお答えいたします。

私も高橋議員のおっしゃることに、本当にそう思っております。

むつ市の財政というのは、20年前相当悪いということで、夕張市の次に財政再建団体になるのではないかといいぐらい悪くなっております。それは、むつ総合病院の経営悪化というところも一つ大きな要因でございますので、むつ市はこの下北の中心ということで、むつ市だけではなくて一部事務組合下北医療センターの部分、下北地域広域行政事務組合も併せてちゃんとシミュレーションを取って、今後財政運営を綿密に計画してやっていくべきだと思っております。そこについては、今後十分注意しながら、正確なシミュレーションをつくっていききたいと思っております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） これで高橋征志議員の質疑を終わります。

次に、14番中村正志議員。

○14番（中村正志） 議案第17号 令和7年度むつ市一般会計予算について質疑をさせていただきます。

佐藤広政議員、高橋征志議員とかぶるところがありますが、ご答弁のほうをよろしく願いたいと思います。

今回の質疑に当たっては、むつ市総合経営計画、むつ市財政中期見通し2024、令和7年度一般施政

方針、令和7年度予算編成方針、あと提案理由等を基に質疑をさせていただきます。

まず最初に、令和7年度の予算編成に当たりまして、本市の財政状況、現状、今後の財政運営についての認識、見通しはどのように捉えられていたのかお聞きしたいと思います。

また、予算編成において留意したこと、市長はどのような思いを込められたのか、併せてお聞きしたいと思います。

私が令和7年度の予算を見て感じるところ、懸念するところを少し述べさせていただくとすると、自主財源の比率は変わらず低く、義務的経費は、率、額とも伸びており、経常収支比率は高止まりをしておるというふうに感じております。

義務的経費の増大は、財政の硬直化を進め、予算執行の裁量や選択肢を狭めていくことが予想されます。そのような中であっても、先ほど説明がありましたが、様々な財源を活用して、むつ市の未来を切り拓くため、様々な事業にチャレンジしている攻めの予算となっていますことに対しては敬意を表したいと思います。理念は高く、だけれども現実には厳しいというふうな感じなのではないでしょうか。

そこで財源対策、歳入の確保として、まず何点かお聞きしたいと思います。まずふるさと納税寄附金の大幅な増を見込んでおります。それによりますと、1億1,000万円増を見込んでおります。その方策として、受入体制の変更による寄附額の増としておりますが、具体的にはどのような変更をされるのかお聞きしたいと思います。

また、先ほど高橋議員の質疑の中にもありましたが、事務事業の見直しによる効果額といたしまして、3,257万5,000円を見込んでおります。これら7事業につきましては、どうなのでしょう、所期の目的が達成されたのか、あるいは民間での対応が可能となったのか、あるいは国・県の補助

が外れたのか、いろんな要素はあろうかと思いますが、そういうふうな部分も含めて、この7事業はその役割を終えたものとするのか、それとも新しい事業へとブラッシュアップされた、形を変えたものなのか、お尋ねをしたいと思います。

歳出の削減のほうといたしまして、義務的経費の伸び、先ほどお話をさせていただきましたが、これを抑えるための方策はどのようなことをされているのか、お聞きしたいと思います。

最後に、予算編成、予算配分につきましては、最終的には全ての事業、財務当局、市長などが査定をされて、最終的に予算案となると認識しておりますが、むつ市においてはその査定につきましてはどのような形でされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 私のほうからは、令和7年度予算編成において留意したこと、そして私自身、市長が込めた思いということでございますけれども、予算編成ではむつ市総合経営計画の後期基本計画に掲げます5つの基本方針を踏まえつつ、財政健全化を進めていくことを最重要課題と捉えております。そういった意味におきましては、収支均衡の予算を編成できたことについて、一定の評価ができるものと考えております。

また、令和7年度予算は「むつの未来を切り拓く攻めの予算」として編成をいたしております。令和7年度一般施政方針で述べさせていただきましたけれども、新しいことにチャレンジし続け、昨日より今日、今日より明日、その先の高い将来像を追求することを信念に、その信念が政策一つ一つの思いを具現化し、あるべき将来像を上書きし続けるむつ市であること、それに向かって引き続き力を尽くす、そういう思いで予算編成をさせていただいてございます。

そのほかのお尋ねにつきましては、担当部長か

らの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。本市の財政の現状、また今後の財政運営についての認識、見通しについてお答えさせていただきます。

令和7年度当初予算は、歳出では職員の人件費のほか、社会的な賃金増や物価高騰などの影響を受けまして、委託料や光熱費などの経常経費が増加しております。

一方、歳入では普通交付税の増額をはじめ、国庫支出金において補助率の高い補助金を普通建設事業に活用するほか、県支出金でも核燃料物質等取扱税交付金や核燃料サイクル交付金などの財源を最大限に確保することで、2年連続して財政調整基金を取り崩さない収支均衡の予算を編成することができました。しかしながら、市の財政状況は厳しいとの認識に変わりはございません。

今後も人件費の増加や長期化が見込まれる物価高騰など、課題が明白となっておりますので、財政の健全化に着実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、事務事業の見直し、こちらのほうは7つの事業がございますが、まず役割を終えたことにより廃止となった事業といたしましては、納税貯蓄組合補助金やむつ市のうまいでポケバル推進事業、またブラッシュアップした事業といたしましては、スマート・ウェルネス研究事業と健幸アップ事業の2つの事業につきましては、新たに「+1000歩チャレンジ事業」といたしまして、実施してまいります。

学校支援員配置事業につきましては、青森県で同様の事業が廃止となったことから、市としての事業を廃止するほか、事業内容を精査して経費の圧縮を図るものとしたしましては、商店街街路灯管理事業、また予防接種事業につきましては、一部対象者の拡充は行いましたけれども、結果とし

て減額となっているものでございます。

また、義務的経費を削減する方策ということに対してお答えいたします。まず、義務的経費とは人件費、扶助費、公債費の3つを指しますが、令和7年度当初予算におきましては40.7%となりまして、前年度より1.1ポイント増加しております。このうち人件費は、国の人事院勧告などの影響から増額、また扶助費は児童手当などの制度改正により増額となったものでございまして、削減のほうはなかなか難しいものと認識をしております。

一方で、公債費は、令和7年度は臨時財政対策債の発行がなくなったことや、デジタル防災センター整備事業におきまして、補助率が高く、有利な補助金を活用するなど、普通建設事業におきまして地方債に頼らない財源を活用することにより起債の発行を抑制し、後年度の公債費が負担できたものと考えております。

査定はどのように行われているかについてお答えいたします。予算査定のスケジュールにつきましては、まず11月1日に財務部より予算編成方針が発出され、担当部局では予算編成に基づいて予算を要求いたします。その後1月初旬にかけて財務部内の査定において歳出の削減と財源の充当を行い、1月中旬から行われる市長、副市長査定によりまして、主な重点事業等を精査した上で予算案が決定されることとなります。

なお、むつ市未来共創まちづくり推進枠、DXによるまちづくり推進枠、住み続けられるまちづくり推進枠、この3つの推進枠につきましては、担当部局が直接市長、副市長査定を経たものでありまして、その結果といたしまして、24事業が採択をされております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） 財源対策、歳入の確保としてふるさと納税寄附金の増となっている

が、その具体策はというお尋ねにつきましてご回答いたします。

ふるさと納税の寄附金額を増やすため、令和7年度におきましては管理運営の仕組みの確立、返礼品のブラッシュアップ、チャネルの拡大を含めた販売促進を柱として取り組むこととしております。

まず、管理運営の仕組みの確立についてであります。これまでは利用するふるさと納税サイトの管理窓口が分かれていたものを一括管理といたします。これによりまして、返礼品のふるさと納税サイトを統一することに加えて在庫管理を容易にし、ふるさと納税の繁忙期における在庫切れ等のロスを防ぎ、寄附の促進につなげてまいります。

次に、返礼品のブラッシュアップについてであります。ふるさと納税サイトに掲載している既存の返礼品の画像や説明文をより魅力が伝わるものに磨き上げるとともに、寄附者の皆様が選びやすい寄附金額の返礼品を充実させることで、当市の寄附を獲得してまいります。

また、将来当市のふるさと納税の看板となり得る主力の返礼品の造成と、新規事業者の掘り起こしにつきましても着手してまいりたいと考えております。

次に、チャネルの拡大を含めた販売促進についてであります。これまで当市が利用しているサイトに加えまして、集客力のある新規サイトを導入するとともに、より効果的な広告媒体やキャンペーンの活用により、認知度の向上と新規の寄附者獲得を図ります。

これらの取組につきましては、ふるさと納税業務に精通した専門家の知見やアドバイスを大いに取り入れ、重層的に実施することでふるさと納税の寄附金増額につなげてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 答弁を聞きまして、何点か再質疑をさせていただきたいと思います。

まず、今のふるさと納税の部分なのでありますけれども、聞いていますと、これまで伸び悩んでいる部分を改善するというふうな点と、あと専門家のほうにアドバイスを聞くということなのですが、これ実績として、このような取組をした他の自治体というのは、やはり伸びているというふうなこと、そういうふうな結果があるということは押さえられているのでしょうか。そこをまず1つお聞きしたいと思います。

予算の配分、査定方法についてであります、査定についてなのですけれども、これ基本的に1件1件査定するというような認識でよろしいのでしょうか。まず、そこをお聞きます。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） まず、他の自治体の取組についてということでございますけれども、ふるさと納税の受入額につきましては、令和5年度の実績で、これ全国になりますけれども、約1兆1,175億円ということで、対前年比1.2倍、受入件数のほうも5,895万件ということで、約1.1倍というふうに認識しております。県内を見ましても、やはり増加傾向にあるという中で、むつ市においてはここ数年横ばいで推移しているということがございますので、先ほどの取組を令和7年度から実施してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） 答えいたします。

査定について、1件1件行っているかということでございますけれども、事業の要求シートというのがございまして、事業ごとに1枚のシートとなっておりますので、財政課職員は要求課と1枚1枚ヒアリングを行っております。市長査定のほうには、その重要な部分だけが上がってくるとい

う仕組みになっております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 3回目ですので、最後です。

予算の配分、査定方法についてなのですけれども、いろいろな考え方があろうかとは思いますが、財務当局のほうでは1件1件シートをとということであると、それなりの膨大な事務量になるのかなというふうに今感じております。そうであれば、いろいろやり方はあるかとは思いますが、例えば1件1件というのがありますし、そうではなくて、予算の配分のほうで、事業ごとではなくて、例えば枠で配分するとかというふうな方法もあろうかと思うのです。

そうしますと、その後の査定の場面でも、事務作業の軽減が図られるとか、あるいは事業の内容によっては予算を組むのに柔軟性が出るとかというふうな部分が考えられると思うのですが、この枠の配分、あるいは1件1件ごとの事業の査定というふうなことがあるのですけれども、むつ市としてはこの枠での配分とかというのを現在やられていないようには感じているのですけれども、まずそこがどうなのかということと、将来的に、例えば義務的経費なんかは、どちらかというと枠配分したほうが何かうまく予算組めるのかなというふうな気もしておりますので、その辺のこと、今後の予算配分、枠配分というふうなことについては、現時点ではどのような取組をされておりますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） まずは、これまでの予算査定につきましては、1事業ずつ積み上げ型の予算となっており、財政課職員が1事業ずつ1シート査定をしております。最終的には財政課長、財務部長、そして市長、副市長査定ということで案件が減っていきますけれども、実際に一つの事業を

市長、副市長が見ていないかという、そうではございませんで、年末年始の時間を使って、全てのシートを確認させていただいて、私たちのほうから、これは不要なのではないか、こっちは必要なのではないかという提案をさせていただいております。それぞれの財政課職員が予算編成の時期、非常に大変な思いをしながら予算編成をしておりますけれども、現状としてはそういう現状になっております。

また、枠予算についても、考え方としてはあると認識しておりますけれども、今年度言えば、日本ジオパーク全国大会はじめ、来年度からはいよいよ国スポに向かって予算が編成されていくことになりますので、年度に応じて部の予算の増減が、自治体レベルではかなり国の予算とは違いまして、その年度によって部の予算が非常に増減がありますので、積み上げ型の予算を今させていただいております。今後におきましても、やはり厳しい財政状況というのは、先ほど来担当部長から答弁させていただいているとおり変わりませんので、どうやったら市民の皆様から預かっております税金はじめ、国からいただいている交付金も含めて必要な経費を最小限の経費の中でできるのかを今後も含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第17号の質疑を終わります。

ここで、昼食のため1時30分まで休憩いたします。

午後 零時20分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第18号 令和7年度むつ市国民健康保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号 令和7年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号 令和7年度むつ市介護保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号 令和7年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号 令和7年度むつ市魚市場事

業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号 令和7年度むつ市水道事業会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第24号 令和7年度むつ市下水道事業会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第24号の質疑を終わります。

以上で令和7年度むつ市各会計予算に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっており、ます議案第17号から議案第24号までの令和7年度むつ市各会計予算については、議長を除く議員21名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会

条例第8条第1項の規定により、予算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

ここで、予算審査特別委員会正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午後 1時34分 休憩

午後 1時47分 再開

○議長(富岡幸夫) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれました予算審査特別委員会において、委員長に大瀧次男議員、副委員長に櫻田秀夫議員が選任されましたので、ご報告いたします。

#### ◇報告第2号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第25 報告第2号 むつ市国民保護計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。4番工藤祥子議員。

○4番(工藤祥子) むつ市国民保護計画の変更について質疑いたします。

この上位計画である青森県国民保護計画の修正部分について、説明をお願いいたします。

○議長(富岡幸夫) 危機管理監。

○総務部危機管理監(畑山勝利) お答えいたします。

青森県国民保護計画は、平成20年以降、これまで7回修正が行われており、その内容の主たるものといたしましては、大規模集客施設などにおける避難等の国民保護措置実施の円滑化の明記、武力攻撃、原子力災害への対処に対する変更に伴う修正やN B C攻撃の場合の対応の追記がなされ、

これらの修正内容については、このたび報告いたしましたむつ市国民保護計画に反映してございます。

今後におきましても、適切な時期に必要な応じて修正いたしますことから、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 4 番。

○4 番（工藤祥子） 長々と説明があつて分かりにくかったので、お尋ねいたしましたけれども、国民保護とは、これは県のホームページですが、外部からの武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合、国をはじめ都道府県、市町村などの関係機関が国民の保護のために情報の提供や避難の誘導、避難所の開設、救援物資の配布、救助活動、医療活動などの措置を実施し、住民を守る仕組みということで、これは理解いたしました。

そして、今回の修正の部分ですが、これがどこに集中して修正しているのかということがよく分からないのでお尋ねいたしましたが、再び答えてくださいますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えいたします。

本年むつ市国民保護計画の修正の会議を行いまして、むつ市国民保護計画の中に修正案を含んでおります。

○議長（富岡幸夫） 4 番。

○4 番（工藤祥子） 令和5年度の災害対策基本法施行令等の一部を改正する、それに基づいた変更だということをちょっと情報として得たのですが、そのように解釈していいのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 先ほど危機管理監から答弁をさせていただきましたとおり、まず1点目は大規模集客施設等における避難等の国民保護措置実施の円滑化の明記、これはいわゆる大規模集客施設

における避難を明確化したという点がむつ市の国民保護計画にも追加、変更されておりまして、さらにはNBC攻撃、ちょっと横文字で分かりづらいと思いますので、ご説明申し上げますと、武力攻撃災害の件につきまして、国民保護計画に記載され、青森県の計画も変更になりましたので、当市の国民保護計画の中でも武力攻撃災害についての対応を明記したということでございます。

○議長（富岡幸夫） これで工藤祥子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号の質疑を終わります。

報告第2号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第3号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第26 報告第3号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、工事請負契約の一部変更契約について報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号の質疑を終わります。

報告第3号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第4号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第27 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることに

ついてを議題といたします。

本案は、令和6年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっており  
ます報告第4号は、会議規則第38条第2項の規定  
により、委員会への付託を省略したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よっ  
て、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま  
せんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よっ  
て、報告第4号は承認することに決定いたしまし  
た。

## ◎散会の宣告

○議長(富岡幸夫) 以上で、本日の日程は全部終  
わりました。

お諮りいたします。明3月6日は常任委員会及  
び予算審査特別委員会のため、3月7日及び10日  
は予算審査特別委員会のため、3月11日から13日  
までは議事整理のため休会したいと思います。こ  
れにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よっ  
て、そのように決定いたしました。

なお、3月8日及び9日は休日のため休会とし、  
3月14日は付託議案等の審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 1時55分 散会